その他、詳細については下記までお問い合わせください。

大田区役所環境政策課環境政策担当（工場認可・指導）

（大田区蒲田５－１３－１４　本庁舎８階）　　　　　電話：03-5744-1369（直通）

大田区内での解体・改修工事についての主な変更点は、以下の通りです。

（※）記載された工法以外であれば湿潤化させて除去する**（除去作業の届出不要）**

**除去作業は東京都告示（平成26年５月29日告示第830号）による作業上の**

**遵守事項に沿って行うこと。**

アスベスト含有成形板の除去について

〇アスベスト含有成形板の除去について

吹付け施工されたものは法・条例による届出、吹付けでない工法で施工されたものは区要領による届出

**電気グラインダー等電動工具**を用いる除去であれば区要領による届出

（※）

都の作業上の遵守事項（湿潤化、原形のまま手ばらし等）によらない除去であれば区要領による届出

**けい酸カルシウム板第１種の切断、破砕**等による除去は区要領による届出

（※）

**すべてのアスベスト除去作業**について、**作成し現場に備え付け**

区へ届出が必要なアスベスト除去作業について、届出書に添付し区へ提出

〇アスベスト含有塗材の除去について

〇施工計画書について

80㎡以上の解体工事、**100万円以上の改修工事**等について、**環境省の届出システムに入力**（令和４年度実施予定、令和３年度中は従来通り区へ届出）

建設リサイクル法に該当する工事

及びアスベスト除去作業の要届出工事について、区へ届出

〇事前調査結果について

**令和３年４月１日以降の届出工事**

**令和３年３月31日までの届出工事**

大田区における主な変更点

問い合わせ

大田区環境対策課（大気汚染防止法・都条例）　03-5744‐1369

※都条例=都民の健康と安全を確保する環境に関する条例